

○国家公安委員会規則第十四号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項第一号ハの規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。